

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和元年11月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○北見ことぶき大学学生自治会様（常盤町） 16,010円

○笹山 一夫様（公園町） 300,000円

○北見市道路河川愛護会様（北光） 13,911円

<故人が生前お世話になったため>

○藤澤 弘幸様（常呂町） 30,000円

○古川 八重子様（留辺蘂町） 20,000円

○山下 由幸様（留辺蘂町） 20,000円

○渡部 孝則様（留辺蘂町） 20,000円

○渡部 幸則様（留辺蘂町） 10,000円

○木村 富士夫様（留辺蘂町） 20,000円

○浦野 政敏様（留辺蘂町） 10,000円

○田宮 公子様（留辺蘂町） 10,000円

<各種事業での募金・収益を>

※北見市端野町文化連盟様（端野町）

<社会貢献活動の一環として福祉推進のために>

○一般社団法人 生命保険協会北見協会様（旭川市） 528,505円